

宮城県テニス協会 細則

第1条（組織）

規約第5条の組織について、全体の組織構成は添付資料の構成図通り。

第2条（専門委員会）

規約第20条に記載した専門委員会及びその構成は 添付資料の委員会構成図通り。

第3条（会計）

規約第21条について以下の通りとする。

当協会の加盟団体について、以下の通り規定する。

- 1, 加盟団体は、毎年所定の様式により、必要事項を記載の上、以下の加盟金を添えて、事務局に提出しなければならない。
団体加盟金は、1団体・年間 20,000円 とする

- 2, 当協会主催大会に出場するためには、個人登録が必要である。
 - ① 一般の場合は、所属加盟団体経由で毎年所定の様式により、必要事項を記載の上、個人登録料を添えて、事務局に提出しなければならない。
個人登録料は 1名・年間 3,000円 とする。
 - ② ジュニア（高校生以下を言う）の場合も団体登録が必要である。
所属団体経由で毎年所定の様式により、必要事項を記載の上、個人登録料を添えて、事務局に提出しなければならない。
個人登録料は 1名・年間 1,000円 とする。
 - ③ キッズ（未就学者）の場合は、団体登録、個人登録の必要はないが、登録する場合は、全て無料とする。

- 3, 上記登録は毎年登録料支払いから効力発し、協会会計年度終了でその効力を失う。（会計年度終了月は 2月末日）